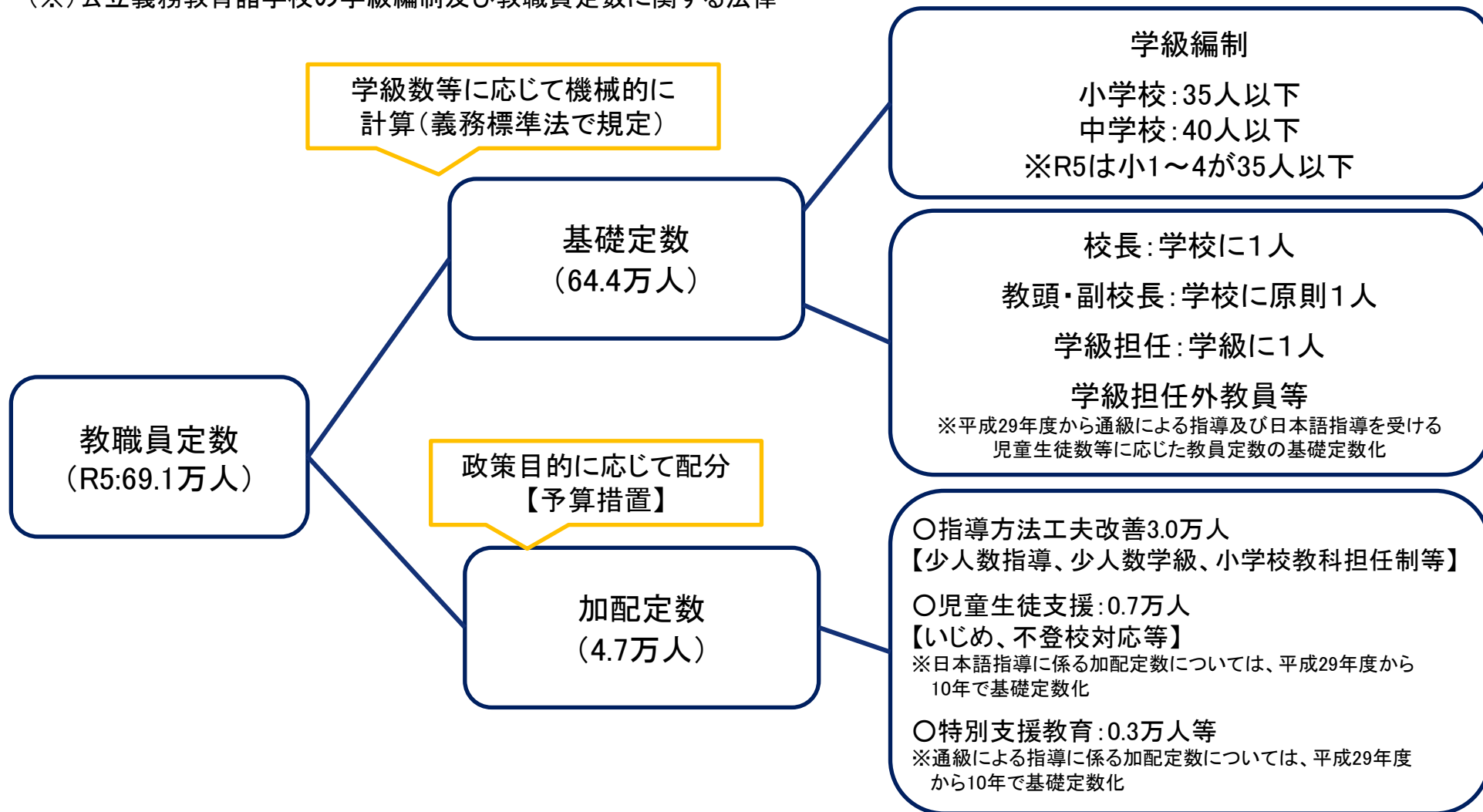


学校の指導・運営体制の充実に関する参考資料

公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）

- 義務標準法(※)において、都道府県・指定都市ごとの教職員定数の標準を算定。
- 都道府県・指定都市は、算定された教職員定数を踏まえ、弾力的な教職員配置が可能。

(※)公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律



学級編制・教職員定数の算定について（公立の小中学校の学級編制）

○義務標準法に規定する学級編制の標準

＜小・中学校＞	小学校	中学校
同学年で編制する学級	35人	40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
＜特別支援学校(小・中学部)＞	6人（重複障害 3人）	

《参考》

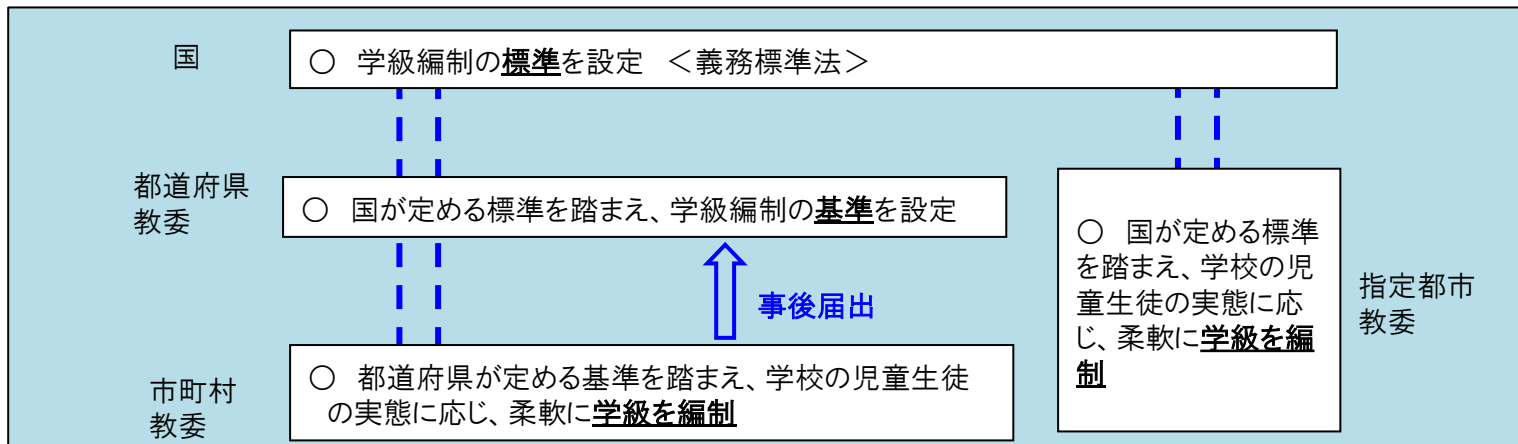
○小学校設置基準(文部科学省令)
(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係



学級編制・教職員定数の算定について（公立の小中学校の教職員数の算定）

(1) 基礎定数(義務標準法第6条～第9条)

①校長(第6条の2) 学校に1人

②教諭等(第7条1項(学級数に応じて算定))

③教諭等(第7条2～7号(②に加え、学校規模等に応じて算定))

■教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 24学級以上の学校に+1人

■生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人

中学校 18～29学級の学校数に1人、30学級以上の学校数に3/2人

■少人数指導等の担当教員

児童生徒数

200人から 299人までの学校数×0.25

300人から 599人までの学校数×0.5

600人から 799人までの学校数×0.75

800人から1,199人までの学校数×1.00

1,200人以上の学校数 ×1.25

■障害に応じた特別の指導(通級による指導)担当教員 13人に1人 ※

■日本語指導担当教員 18人に1人 ※

■初任者研修担当教員 6人に1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

④養護教諭(第8条)

■3学級以上の学校に1人

■複数配置

小学校 児童数851人以上の学校に+1人

中学校 生徒数801人以上の学校に+1人

⑤栄養教諭・学校栄養職員(第8条の2)

■給食単独実施校 児童生徒数 549人以下の学校に 1/4人
550人以上の学校に 1人

■共同調理場 児童生徒数 1500人以下の場合 1人
1501～6000人の場合 2人
6001人以上の場合 3人

⑥事務職員(第9条)

■3学級の学校に3/4人、4学級以上の学校に1人

■複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 21学級以上の学校に+1人

■就学援助を受ける児童生徒が100人以上で、かつ当該学校の全校児童生徒数の25%以上を占める場合+1人

(2) 加配定数(義務標準法第7条2項、15条)

①教諭等

■指導方法工夫改善(第7条2項)

少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導を行う場合に加配措置。

■児童生徒支援(第15条2号)

いじめ、不登校や問題行動への対応のほか、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な場合に加配措置。

■特別支援教育(第15条3号)

通級による指導への対応等のための加配措置。

■主幹教諭(第15条4号)

主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能強化のための加配措置。

■研修等定数(第15条6号)

資質向上のための教員研修、初任者研修等のための加配措置。

②養護教諭(第15条2号)

いじめ、保健室登校など心身の健康への対応のための加配措置。

③栄養教諭(第15条2号)

肥満・偏食など食の指導への対応のための加配措置。

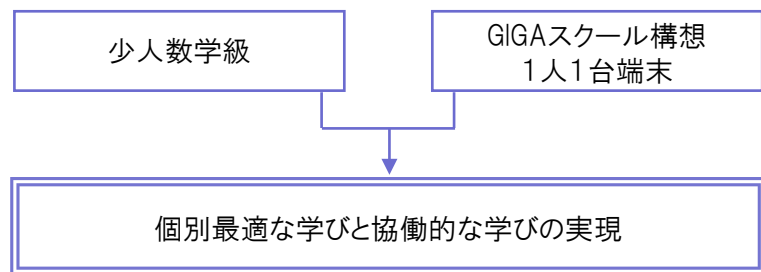
④事務職員(第15条5号)

学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化のための加配措置。

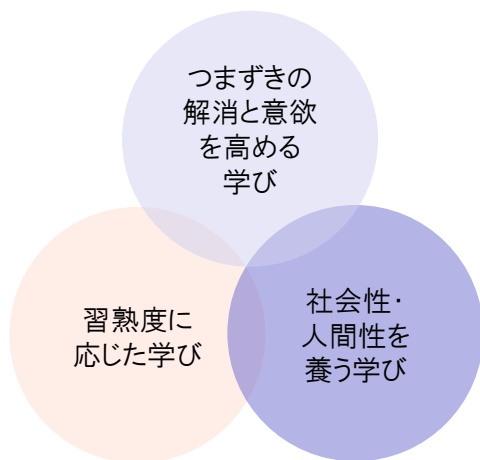
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

学校の指導・運営体制の充実

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）
- 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

学校の運営の改善

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施 行 期 日

平成29年4月1日

小学校高学年における教科担任制の推進 ～義務教育9年間を見通した指導体制の構築～

中央教育審議会答申における考え方（※1）

※1 令和3年1月26日 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）～

- 義務教育9年間を見通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的な検討が求められる中、学習が高度化する小学校高学年では、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、GIGAスクール構想などICTの効果的な活用とあいまって、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要。
- さらに、教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資する。

➡ これらを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を令和4年度を目途に本格的に導入する必要。

有識者会議報告の概要（※2）

※2 令和3年7月 義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）

- 中教審での審議を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべき。
- 教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当。
- 学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、学級担任間の授業交換や小規模校間における小小・小中連携、義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。

令和5年度予算において、小学校高学年教科担任制の推進に必要な950人の加配定数の改善を計上。令和4年度から段階的に取組を推進し、定数改善の総数は3,800人程度を見込む。

従前の指導体制

中学校	教科担任制 (週当たりの平均担当 持ちコマ数：18.0コマ) (※3)	
	高学年	専科指導 (※4) 音楽55.6% (6年) 家庭35.7% (6年) 図工21.0% (6年)
小学校	中学年	学級担任制 (週当たりの平均担当 持ちコマ数：24.6コマ) (※3)
	低学年	

※3 (出典) 令和元年度 学校教員統計調査
※4 (出典) 平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査

令和4年度～令和6年度 (※要求中)

中学校	教科担任制	
小学校	高学年	学級担任制 × 教科担任制
	中学年	学級担任制
	低学年	

既存の定数措置も合わせ、令和6年度には小学校高学年学級担任の持ちコマ数は、計算上週当たり21コマ程度になる見込み。

期待される効果

- 教材研究の深化、専門性を持つ教師の熟練した指導による授業の質向上
- 小・中学校間の円滑な接続（中1ギャップの解消等）
- 複数の教師による多面的な児童理解
- 教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化等による教師の負担軽減 など

定数措置を講じることに加え、学級担任間の授業交換や小小連携、小中連携との組合せ等による教科担任制が効果的に機能するよう、管理職が各教育委員会と連携しながらマネジメント力を発揮することが重要。

今後の対応・検討

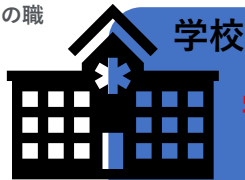
- (専科指導の専門性の担保)
- 小学校教諭と中学校教諭の両免許有の促進
 - ・ 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大
 - ・ 教職資格認定試験における中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除 等
- (教科担任制の効果的な運用の促進)
- ・ 教科担任制を小学校教育の活性化に繋げている好事例を収集し、全国の教育委員会や学校に横展開。

学校を取り巻く支援スタッフ等の全体像（全ての人材を置いた場合のイメージ：小中学校）

学校を取り巻く人材等の配置にあたっては、国の予算補助、地方財政措置、地方単独事業等、様々な形で措置されているが、小中学校に配置可能な人材の全体像は以下のとおり。

※これらすべてが各学校に配置されているわけではなく、学校や地域の実情に応じて、部分的にそれぞれの職が必要に応じて配置されている状況。

★法令上必置の職



学校

学校業務を支援する
支援スタッフ

教員の負担軽減



部活動指導員・外部指導者



教員業務支援員
(スクール・サポート
・スタッフ)

ICT活用支援



GIGAスクール サポーター 情報通信技術支援員
(ICT支援員)

PTA会員



指導教諭



★養護教諭



栄養教諭・
学校栄養職員



★校長

副校長・★教頭

主幹教諭



★事務職員



学校用務員



給食調理員



★教諭・講師等

授業等の支援



学習指導員 外国語指導助手 観察実験 アシスタント
学校司書 (ALT)

学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)



学校運営協議会委員 (保護者や地域住民等)

地域学校協働活動推進員
(地域コーディネーター等)

地域学校協働本部



放課後子供教室

地域未来塾



★学校医



★学校歯科医



★学校薬剤師

心理・福祉の専門家



スクール
カウンセラー



スクール
ソーシャル
ワーカー

特別な支援を
必要とする
子供への支援



特別支援教育
支援員



医療的ケア
看護職員



特別支援教育の充
実を図るための外
部専門家 (医師等)



日本語指導補助者
母語支援員

学校評議員



(保護者や地域住民等)

文部科学省



ICT活用教育
アドバイザー

教育委員会



スクールボーイ

地域



スクールガード・リーダー

土曜学習
応援団

学校に置かれる主な支援スタッフ

職名	職務内容等	資格	配置状況	財政措置 (国)	法的根拠
スクールカウンセラー	心理に関する専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を行う。	公認心理師、 臨床心理士等	12,148人 (R4)	予算補助(1/3)	学校教育法施行規則第65条の3
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体への体制整備への働き掛けを行う。	社会福祉士、 精神保健福祉士等	4,083人 (R4)	予算補助(1/3)	学校教育法施行規則第65条の4
教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)	教員の負担軽減を図るための教員の業務支援を行う。	なし	18,015人(R4) ※補助実績	予算補助(1/3)	学校教育法施行規則第65条の7
学習指導員	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポートを行う。	なし	32,745人(R4) ※補助実績	予算補助(1/3)	なし
部活動指導員	部活動の技術的な指導や大会への引率等を行う。	なし	運動部7,865人 (R5.7時点) 文化部1,684人 (R5.8時点)	予算補助(1/3)	学校教育法施行規則第78条の2
医療的ケア看護職員	学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。	看護師、准看護師、保健師、助産師	4,712人 (R4.5時点)	予算補助(1/3)	学校教育法施行規則第65条の2
特別支援教育の充実を図るための外部専門家(専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など)	特別支援学校等において、自立活動の個別指導計画の作成や実際の指導に当たったの指導・助言を行う。	医師、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士等	761人(R4) ※補助実績	予算補助(1/3)	なし
日本語指導補助者・ 母語支援員	外国人児童生徒等に対し、日本語指導や教科指導における補助、外国人児童生徒等や保護者からの教育相談への対応、また、教材や学校便り等の翻訳作業等を行う。	なし	11,386人 (R3)	予算補助(1/3)	なし
観察実験アシスタント	小学校、中学校における理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を、設置者及び配置された学校の指示の下において行う。	なし	2,327人 (R4) ※補助実績	予算補助(1/3)	なし
スクールガード・リーダー	警察官OB等が学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して、見守り活動上のポイントや不審者への対応等の専門的な指導を行う。	なし	1,516人(R4) ※補助実績	予算補助(1/3)	なし
情報通信技術支援員 (ICT支援員)	教員のICT活用(授業、校務等)の支援を行う。	なし	5,620人 (R4.3時点)	地方交付税措置	学校教育法施行規則第65条の5
特別支援教育支援員	教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の学習又は生活上必要な支援を行う。	なし	71,114人 (R5.5時点)	地方交付税措置	学校教育法施行規則第65条の6
外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や、小・中・高等学校の外国語の授業等の補助を行う。	なし	19,251人 (R4.12時点) ※うちJETは4,913人	地方交付税措置 ※JETのみ	なし
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等を支援を行う。	なし	19,729人 (R2.5時点)	地方交付税措置	学校図書館法第6条
スクールロイヤー	学校における諸問題について、法務の専門家として、教育委員会や学校に対し法的なアドバイスなどを行う。	法曹資格等	(R4) 整備率 都道府県 83% 指定都市 80% 市区町村 約11%	地方交付税措置	なし

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）



～小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備～

令和6年度要求・要望額 1兆5,302億円
(前年度予算額) 1兆5,216億円 文部科学省

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,910人の改善を要求。さらに、定年引上げに伴う特例定員を活用した定数改善の前倒しにより、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

また、教師の給与体系の改善に向けた検討を進めつつ必要な処遇を改善する。

・教職員定数の改善 +128億円 (+5,910人) ・定年引上げに伴う特例定員 +105億円 (+4,857人) ・教職員定数の自然減等 ▲168億円 (▲7,776人)
・教員給与の改善 +8億円 ・定年引上げ等に伴う給与増 +13億円 計 対前年度 +86億円

① 小学校高学年における教科担任制の強化 1,900人

○ 小学校高学年における教科担任制の強化 +1,900人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図る。

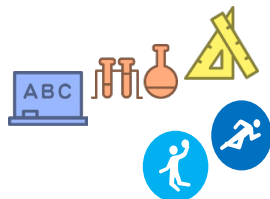
なお、令和4年度から4年程度をかけて段階的に進める予定を1年前倒しで実施することにより取組の強化を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

(小学校高学年における教科担任制に係る改善数)

年度	R4	R5	R6要求
改善数	950	950	1,900

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)

外国語、理科、算数、体育



※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教員の活用も想定。

③ 様々な教育課題への対応や、特例定員の活用 400人 + 4,857人

① 中学校における生徒指導や不登校特例校等への支援 +200人

② 離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +30人

③ チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +100人

(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)

④ 貧困等に起因する学力課題の解消 +70人

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う特例定員(4,857人)を活用した定数改善の前倒し(ex.小学校35人学級、通級指導等の基礎定数化)。

② 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等 3,610人

○ 小学校における35人学級の推進 +3,171人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

○ 教育課題への対応のための基礎定数化関連 +439人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

✓ 発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +744人

✓ 外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +122人

✓ 初任者研修体制の充実 ▲116人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲311人

④ 教師の職責等を踏まえた処遇改善

教師の給与体系の改善については、骨太方針2023に基づき、具体的な制度設計を進めつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して以下の処遇改善を図る。

① 主任手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)

② 管理職手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【495人】を別途要求(11億円)【復興特別会計】

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

(担当：初等中等教育局財務課)



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

教員業務支援員の配置【 拡充 】

事業内容

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

想定人材

地域の人材
(卒業生の保護者など)



実施主体

都道府県・指定都市



負担割合

国1/3
都道府県・指定都市2/3



概算要求額 : 126億円 (55億円)
人数 : 28,100人 (12,950人)

学習指導員等の配置 (学力向上を目的とした学校教育活動支援) 【 拡充 】

事業内容

児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

児童生徒の学習サポート

- ・TT 指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組

進路指導・キャリア教育

- ・キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- ・専門家による出前授業の実施に向けた調整等

学校生活適応への支援

- ・校内教育支援センターへの配置等による不登校児童生徒への支援

教師の指導力向上等

- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援

想定人材



退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

実施主体

都道府県・指定都市



負担割合

国1/3
都道府県・指定都市2/3



概算要求額 : 45億円 (36億円)
人数 : 13,800人 (11,000人)

【 新規 】 副校長・教頭マネジメント支援員の配置

事業内容

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援

想定人材

(業務内容のイメージ)
教職員の勤務管理事務の支援、施設管理、保護者や外部との連絡調整、学校徴収金等の会計管理 等
退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等

概算要求額 : 17億円 (新規)
人数 : 2,350人 (新規)

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3
都道府県・指定都市2/3

少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究

実証研究の背景

- ✓ 令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布。
令和3年度から7年度にかけて、公立小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。
- ✓ 同改正法の附則において、法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされている。

令和4年度から7年度にかけて、**少人数学級及び外部人材活用が児童生徒の学力や社会情動的スキル等に与える効果や教員に与える影響等について実証的な調査研究**を行い、今後の学校における望ましい指導体制の在り方について検討する。

調査・分析の考え方

- ①少人数学級の効果、②外部人材活用の効果、それぞれについて、以下のポイントを重視しつつ、一体的に効果検証を実施。
- ✓学力に加え、社会情動的スキルや学校適応感などに係る**多角的な影響を検証**。その際、心理学に係る専門的な知見を用いた体系的な調査分析を実施。
- ✓児童生徒への影響のみならず、**その過程にある教員への影響（働き方改革や精神的健康等）などに係る分析も実施**。
- ✓**教員による指導方法の工夫の視点**を取り入れた分析。
- ✓**有識者による研究チームの下**、分析を実施。

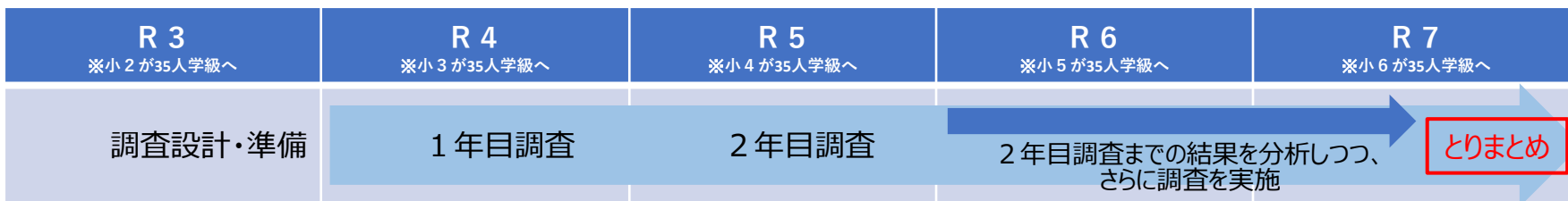
調査手法

- 【学力】
地方自治体独自の学力調査（※）の結果を活用
（※）学力の伸びを把握可能とするIRT（項目反応理論）を活用した調査
- 【社会情動的スキルや教員関係】
文部科学省で作成の質問紙調査を実施
（児童生徒、教員、保護者、教育委員会）

調査対象

政令市や中核市を含む一定数の地方自治体

[実施スケジュール]



注）外部人材については、学校教育法施行規則に位置づけがあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員のほか、学習指導員を想定。